

別記1 燧灘を操業区域とする知事許可漁業における制限措置
(県外入漁を除く)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
機船船び き網漁業	さより機船 船びき網漁 業	定め なし	48キロワット (旧馬力15) 以下	四国中央市川之江町余木崎から香川県伊吹島 赤崎見通し線と四国中央市土居町仏崎から越智 郡上島町江ノ島東端見通し線との間の陸岸（最大 高潮時海岸線）から 5,000 メートル以内の海域 と四国中央市土居町仏崎から越智郡上島町江ノ 島東端見通し線と今治市と西条市との境界点 （大崎ノ鼻）から越智郡上島町江ノ島東端見通 し線との間の海域 ただし、越智郡上島町江ノ島及び西条市東部 地区地先における最大高潮時海岸線から 3,000 メートル以内の海域を除く。	10.1～ 翌 5.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
潜水器漁 業	第一種共同 漁業の目的 とする水産 資源を採捕 する潜水器 漁業	定め なし	2トン未満 52キロワット (旧馬力20) 以下 2トン以上 4トン未満 110キロワット (旧馬力35) 以下 4トン以上 120キロワット (旧馬力40) 以下	漁業根拠地の第1種共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31 ただし、 規則第 35条第 1項及び 第41条 第1項に 規定する 期間（水 産動物に あって は、全て の大きさ のものに 適用され る期間に 限る。）を 除く。	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者であつ て、漁業権者の同 意のある者
地びき網 漁業	雑魚地びき 網漁業	定め なし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
固定式刺 し網漁業	雑魚磯建網 漁業	定め なし	定めなし	漁業根拠地の第2種共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者であつ て、漁業権者の同 意のある者
刺し網漁 業	ぼら囲い刺 し網漁業	定め なし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
かご漁業	かにかご漁 業	定め なし	5トン未満 210キロワ ット (旧馬力70) 以下	漁業根拠地の第1種共同漁業権漁場区域内	10.10～ 11.20	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
すくい網 漁業	いわし、い かなご、さ っぱたきよ せすくい網 漁業	定め なし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
えむしこ ぎ漁業	えむしこぎ 漁業	定め なし	定めなし	所属漁業地区における最大高潮時海岸線から 3,000メートル以内の海域 ただし、えむしを内容とする第1種共同漁業 権漁場区域を除く。	1.1～ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市ひう ち、同市西条又は 同市禎瑞に漁業根 拠地を有する者
			定めなし	西条市西部地区地先における最大高潮時海岸 線から3,000メートル以内の海域 ただし、西条市氷見と同市今在家との境界か ら今治市梶島東端を結んだ直線以東の海域及び 西条市と今治市との境界(大崎ノ鼻)から香川県 伊吹島中央見通し線を結んだ直線以北の海域並 びにえむしを内容とする第1種共同漁業権漁場 区域を除く。	1.1～ 12.31	西条市吉井、同市 壬生川又は同市河 原津に漁業根拠地 を有する者
			定めなし	漁業根拠地地先における最大高潮時海岸線か ら3,000メートル以内の海域 ただし、えむしを内容とする第1種共同漁業 権漁場区域を除く。	1.1～ 12.31	今治市又は越智郡 上島町に漁業根拠 地を有する者
空釣りこ ぎ漁業	文ちんこぎ 漁業	定め なし	5ト未満 48キロワット (旧馬力15) 以下	燧灘のうち瀬戸内海漁業取締規則第3条の規 定に基づく解禁区域内	12.1～ 翌3.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
はえ縄漁 業	たい、はも、 あなごはえ 縄漁業	定め なし	定めなし	燧灘	1.1～ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
			定めなし	燧灘及び伊予灘	1.1～ 12.31	今治市関前、同市 波方町小部又は同 市菊間町に漁業根 拠地を有する者
	ふぐはえ縄 漁業	定め なし	定めなし	燧灘	1.1～ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
			定めなし	燧灘及び伊予灘	1.1～ 12.31	今治市関前、同市 波方町小部又は同 市菊間町に漁業根 拠地を有する者
ほこ突き 漁業	火光利用ほ こ突き漁業	定め なし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
まき餌釣 り漁業	まき餌釣り 漁業	定め なし	定めなし	四国中央市川之江地区、同市三島地区及び同 市土居町地区地先海域 ただし、当該漁業地区以外の共同漁業権漁場 区域を除く。	1.1～ 12.31	四国中央市に漁業 根拠地を有する者
			定めなし	新居浜市地区及び西条市東部地区地先海域 ただし、当該漁業地区以外の共同漁業権漁場 区域を除く。	1.1～ 12.31	新居浜市、西条市 ひうち、同市西条 又は同市禎瑞に漁 業根拠地を有する 者
			定めなし	西条市西部地区地先海域 ただし、当該漁業地区以外の共同漁業権漁場 区域を除く。	1.1～ 12.31	西条市吉井、同市 壬生川又は同市河 原津に漁業根拠地 を有する者
			定めなし	今治市及び越智郡上島町地先海域 ただし、当該市町以外の共同漁業権漁場区域 を除く。	1.1～ 12.31	今治市又は越智郡 上島町に漁業根拠 地を有する者
小型定置 網漁業	雑魚小型定 置網漁業	定め なし	定めなし	アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲ま れた区域 基点A 四国中央市土居町津根と同市土居町 藤原との最大高潮時海岸線における境 界 点ア Aから真方位13度57分12秒3,350 メートルの点 イ Aから岡山県六島西端見通し 3,400 メートルの点 ウ イから香川県円上島西端見通し 400 メートルの点 エ アから香川県円上島南西端見通し 400メートルの点	4.1～ 6.30	四国中央市土居町 に漁業根拠地を有 する者
			定めなし	アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲ま れた区域 基点A 四国中央市土居町藤原と同市土居町 蕪崎との最大高潮時海岸線における境 界 点ア Aから真方位18度2分6秒3,318メ ートルの点 イ Aから真方位13度52分50秒3,318 メートルの点 ウ イから香川県円上島中心見通し 550 メートルの点 エ アから香川県円上島中心見通し 550 メートルの点		
			定めなし	アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲ま れた区域 基点A 四国中央市土居町蕪崎と同市土居町 天満との最大高潮時海岸線における境 界 点ア Aから真方位23度29分44秒3,522 メートルの点 イ Aから真方位19度36分6秒3,441 メートルの点 ウ イから香川県股島西端見通し 500メ		

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				ートルの点 エ アから香川県股島東端見通し 500 メ ートルの点		
				アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲ま れた区域 基点A 四国中央市土居町蕪崎と同市土居町 天満との最大高潮時海岸線における境 界 点ア Aから真方位 14 度 41 分 2 秒 3, 421 メートルの点 イ Aから真方位 10 度 35 分 59 秒 3, 402 メートルの点 ウ イから香川県股島西端見通し 500 メ ートルの点 エ アから香川県円上島と同県股島の中心見通し 500 メートルの点		
				アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲ま れた区域 基点A 四国中央市土居町蕪崎と同市土居町 天満との最大高潮時海岸線における境 界 点ア Aから真方位 2 度 42 分 20 秒 3, 332 メートルの点 イ Aから真方位 357 度 48 分 28 秒 3, 298 メートルの点 ウ イから香川県円上島東端見通し 500 メートルの点 エ アから香川県円上島東端見通し 500 メートルの点		

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。